

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和7年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務
②事務の概要	令和7年度定額減税に伴う不足額給付(定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付)の支給事務 令和6年度に、定額減税可能額が減税前税額を上回り、定額減税を十分に受けられないと見込まれる者に対して、当初調整給付金を支給した。 本事務は、以下の事情により、令和6年度に実施した当初調整給付金の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものである。 ①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等をもとにした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和5年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。 ②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者に対して、1人当たり原則4万円(ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)を支給する。
③システムの名称	中間サーバーシステム、統合宛名システム、福祉情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税に伴う不足額給付中間サーバー照会関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局くらし支援課
②所属長の役職名	福祉局くらし支援課課長(給付金担当)
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市地域協働局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-6014

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名: 福祉局くらし支援課 住所: 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館5階) 電話番号: 078-333-3330(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>市職員は委託業者を通じて団体内統合宛名番号を取得しており、委託業者には、仕様書等で団体内統合宛名番号の取り扱いを指定している。</p> <p>また、入手元の別システムにおいて、真正性確認された情報のみを入手しているため、人手の介在による人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 評価書名	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う調整給付金)に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務 基礎項目評価書	事前	
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神戸市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う調整給付金)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	神戸市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
	表紙 公表日	令和6年9月9日	令和7年6月17日	事前	
	I.1.①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う調整給付金)に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務	事前	
	I.1.②事務の概要	定額減税に伴う調整給付金(定額減税を補足する給付として、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付)の支給事務 納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年(入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年度(推計)所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者)に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。	令和7年度定額減税に伴う不足額給付(定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付)の支給事務 令和6年度に、定額減税可能額が減税前税額を上回り、定額減税を十分に受けられないと見込まれる者に対して、当初調整給付金を支給した。本事務は、以下の事情により、令和6年度に実施した当初調整給付金の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものである。 ①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等をもとにした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和5年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。 ②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者に対して、1人当たり原則4万円(ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)を支給する。	事前	
	I.1.③システム名称	中間サーバーシステム、福祉情報システム	中間サーバーシステム、統合宛名システム、福祉情報システム	事前	
	I.5②所属長の役職名	福祉局くらし支援課担当課長	福祉局くらし支援課課長(給付金担当)	事前	
	I.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神戸市長室市民情報サービス課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	神戸市地域協働局 市民情報サービス課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-6014	事前	
	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神戸市臨時特別給付金担当 078-331-8181(代表)	部署名:福祉局くらし支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館5階) 電話番号:078-333-3330(代表)	事前	
	II.1.1いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	
	II.2.1いつの時点の計数か	令和6年6月3日時点	令和7年6月2日時点	事前	
	IV.8人手を介在させる作業	-	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分である 判断の根拠 市職員は委託業者を通じて団体内統合宛名番号を取得しており、委託業者には、仕様書等で団体内統合宛名番号の取り扱いを指定している また、入手元の別システムにおいて、真正性確認された情報のみを入手しているため、人手の介在による人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
	IV.11最も優先度が高いと考えられる対策	-	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	